

【参考資料】令和3年度岩手県内部統制評価報告書に記載した重大な不備の概要等

事案	不備の概要	重大な不備と判断した理由
国庫補助事業において多額の不用残額等を発生させた事案	令和3年度の国庫補助事業において、発注事務等の適切な事務処理を怠り、年度内に予算執行せず、多額の不用残額を発生させたほか、複数事務の適切な対応を怠った事案。	担当者が正確な報告をせず、発注事務等の適切な事務処理を怠った（故意）ほか、当該所属において事業の進捗状況の確認を口頭のみとするなど、組織的なチェック体制が機能していなかった（重大な過失）事案であり、内部統制評価実施要領（令和2年7月7日付け行経第42号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。